

**(仮称) 精華町森林管理保全指針第4回検討委員会
会議録要旨**

精華町 事業部 産業振興課

○日時・場所

令和3年1月29日(金) 午前9時30分から午前11時00分
精華町役場5階 行政委員会室(オンライン開催)

○会議概要

1. 開会あいさつ(精華町事業部産業振興課 塚田課長)

公私御多用の中、特に新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の最中に第4回となる「(仮称)精華町森林管理保全指針検討委員会」に出席いただき感謝申し上げます。

これまで皆様から頂いた御意見を基に作成した精華町森林管理保全指針の素案をもって12月21日から1月25日にパブリックコメントを実施したが、意見は提出されず終了した。

昨年の9月より始まった本委員会では、第1回から第3回までのWEB会議並びに現地検討会をこれまで毎月開催するという非常にタイトな日程のなか、委員やオブザーバーの皆様から活発な御意見をいただき、本町の森林の実情を踏まえた森林管理保全指針、「せいかの森林の道しるべ」が策定する陽の目を迎えるところとなった。改めて、皆様には感謝を申し上げます。

当初の予定通り、本日の委員会が最後となるが、短期間におけるスケジュール調整や不慣れな事務局の下、皆様には何かとご迷惑をおかけしたが、本町が目指すべき「人と自然との共生」に向けた素晴らしい森林管理保全指針がまとまったものと自負している。

今後はこの指針に基づき、具体的な内容をまとめあげるとともに本日の議題にある国や府の森林関係予算の用途を仕分けし、優先順位の枠組みを構築する中でしっかり取り組んでいきたい。

皆様のこれまでの御協力に御礼を申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞ、よろしく願い申し上げます。

2. 配布資料説明

議事次第のとおり資料確認(精華町森林管理保全指針、森林関係事業に係る府民税と森林環境譲与税との役割分担について)

3. パブリック・コメントの結果報告

(事務局)

・精華町森林管理保全指針(素案)についての意見募集を昨年12月21日から1月25

日の間で行ったところ、御意見の提出はなかった。

- そのため基本的には第3回でお示した素案を指針として完成させていくが、より見やすい内容とするため一部の文言、レイアウトを修正したいので、その内容について説明させていただく。
- 新たに追加した表紙の人工林の写真だが、これは精華町の中でも比較的良好に成林していた中七条の人工林で、スギ54年生から111年生とヒノキ60年生の林分となっている。一番良い部分を表紙写真とした。裏表紙については、秋のハンノキ林の写真にしており、裏表紙の内側に表紙及び裏表紙の写真の説明を記している。
- 指針の内容については、11ページ(4)住民活動ゾーンの『(イ)森林整備及び保全の基本指針』の「基本指針」の部分「基本方針」へ替えて他のゾーンでの記述と合わせた。
- 17ページの里山再生ゾーンの『(4)住民活動ゾーン・体験学習の「森林」を「森」と替えた。同じく『ア 住民活動ゾーン・体験学習の森林』の「森林」を「森」と替えた。
- 17ページ『(ウ)森林整備及び保全の基本指針』の「基本方針」を「基本方針」とした。
- 19ページの獣害対策区域の図面で、二ホンシカの生息確認調査を行う場所として『「せいか里山の会」の活動地及び周辺の森林』と明記した。
- 50ページの、「検討委員会の開催状況」を「検討委員会の開催状況等」とし、その下に2つ欄を設けた。一つは「パブリックコメント」の欄を設け「令和2年12月21日から令和3年1月25日までパブリックコメントを行った」と記載する。もう1項目は本日、1月29日の第4回検討委員会で「指針の策定」となったことを記載する。
- 50ページの裏面。ページ数はないが、いつ発行したか、どこが責任か、住所、メールアドレスを記載した。以上が指針の中で加筆訂正、追加した箇所となる。
- 委員の皆様にはおって加筆訂正した完成版を送付する。

(事務局)

- 精華町森林管理保全指針「せいかの森林の道しるべ」について、ここまでの内容で、全般的に何かご意見等があればお願いしたい。

◎森田委員

- 1ページの写真について。スギの人工林だが、町内にこうした人工林はほとんどなく、大半は里山。里山をイメージした写真の方が精華町に合うのでは。

(事務局)

- 国の森林環境譲与税のターゲットが人工林ということがあり、精華町では人工林が少ない中で、とりわけ手入れがされている林分を選んだが、御指摘の通り本町は里山が続いてきたところであるため、御意見を反映させる形で修正する。

(長島座長)

- ・先ほど『体験学習の「森林」』を「森」に変えるという話であったが、18 ページの上の部分ではそのままになっている。この部分も変更をお願いします。

(事務局)

- ・おっしゃる通り修正する。

◎田中委員

- ・先ほど事務局から「指針」を「方針」に変更するとの説明であったが、表紙は「指針」なのに、その使い分けについて理解ができていない。行政的な使い方があるのか、そのあたりがわからないので質問したい。

(事務局)

- ・表現については、「森林整備及び保全の基本方針」に変えたのは森林計画上の文言。精華町森林整備計画、淀川上流地域森林計画から来ている文言であり、後の「ゾーン」のところでも出てくるので、そのようにした。

◎大下委員

- ・表紙の一番下、「京都府精華町」と二段書きとなっており、これでは京都府と精華町の共同作成のようにも見えてしまう。自分も検討委員会に参加し意見を述べているが、精華町策定のものなので勘違いの無いように表記は一段で「京都府相楽郡精華町」と記していただきたい。

(事務局)

- ・(本指針を) 京都府との共同作成と表記する意図はない。「精華町」だけではどの町か伝わらないことを考慮して、京都府下と表すつもりで記した。御指摘の通り、「京都府相楽郡精華町」とさせていただきます。

◎田中委員

- ・些細なことだが、17 ページの(ウ)の上のところ、3行ほどがずれている。

(事務局)

- ・ご意見いただいた内容を含めて再度精査し、クオリティを高めていきたい。

4. 府民税と譲与税の役割分担について

(事務局)

森林管理保全指針そのものについてお諮りするのには、先の協議事項、「パブリックコメントの結果報告」が最後となる。

森林管理保全指針の内容を踏まえた上で、今後町行政として林務に取り組むこととなるが、指針策定に取り組むきっかけとなった森林環境譲与税と京都府の豊かな森を育てる府民税の2種類が森林関係の財源として市町村に交付されている。

今後この2つの財源を活用して取り組んでいく予定としており、その用途についてこの場で整理したい。

豊かな森を育てる府民税の使途と森林環境譲与税の使途について説明させていただく。当初府民税は森林環境譲与税が始まると終了する予定であったが、令和3年度からも継続されることとなり、府民税のおおまかな使途については府の方で決定されているところ。

それに基づき、今現在町が立てた指針に基づき行う事業をどちらの税で行うのかのすみわけを資料に記している。その内容等について説明させていただくので、皆様の御意見を頂戴したい。

まず、豊かな森を育てる府民税の使途については、そのほとんどが府の事業として行われ、例えば防災、減災対策だが、府の事業に連携して地域の実状に応じたきめ細かな防災、減災対策については市町村事業として行えることとなっている。

この指針で言うと、里山減災ゾーンでの枯死木の伐採、倒木処理、散策路整備が該当し、市町村事業としての実施ができるのではと考えている。

資源の循環利用、木材利用を中心に府の事業としては公共施設等の木造化、木質化や木製備品の導入など木材利用拡大の取組が行われるが、市町村事業としては府民が広く利用する施設の木質化等の取組となっていた。

指針で言うと、里山水辺ゾーンでの府内産木材による看板製作、公共施設等の木質化、木製品の使用ができたかと考えている。

そして啓発について、府民理解の促進があり、京都府としては森づくり活動を推進する団体や指導者の育成、子供たちの森林環境学習等の実施を行うように事業として仕組まれており、市町村事業としては、木材との触れあいを通じて木への親しみや森の文化への理解を深める木育活動の取組となっている。

精華町としては、嶽山プロジェクトをスギ人工林に侵入している竹林の駆除モデル地区にすると指針に記しており、そのあたりの事業に豊かな森を育てる府民税を使いたいと考えている。

次に森林環境譲与税の使途についてだが、国は放置人工林の整備を目的としており、精華町の指針で言うと、森林の整備・保全（人工林の整備）と言うことで、「せいか里山の会」ヒノキ人工林の整備や間伐により、間伐材の生産・加工・利用推進を挙げているので、そのあたりへ譲与税を使っていきたい。

その人工林を整備するに当たって、森林所有者の特定などの委託調査についてもこの税を使っていきたい。

また、子供たちを対象とした実施についても考えており、森林環境教育講座の委託経費にも使いたい。

そして、町として森林関係の事務を進めるにあたり森林業務の専門家として地域林政アドバイザーを今後も雇用していく際の、報酬、旅費などは森林環境譲与税から支払うこととなる。

また、「資源の循環利用」の市町村の独自の取組としてニホンジカの生息確認を行っていききたい。

普及啓発について、ハンノキ林の説明板が今は何もないので整備できればと考えている。指針に沿って、今後想定される各財源の使途を説明したが、何か質問等があればご意見をいただきたい。

◎神代オブザーバー

- ・豊かな森を育てる府民税、森林環境譲与税の予算規模はどの程度か。

(事務局)

- ・府民税が令和3年度で270万円程度。森林環境譲与税が296万円程度。譲与税は令和6年度で最大となる444万円程度。令和4、5年度で370万円程度と想定している。

◎神代オブザーバー

- ・その内容を踏まえて、報告いただいた内容は概ね賛成だが、「啓発」のなかで、嶽山プロジェクトをモデル地区にこの話があったが、府民理解の促進の意味で活動内容を年1回環境教育に活かすとか、実態としてはタテ割りではなくそれぞれの活動が連携していく形が必要。そのことを別途想定していただきたいのが一つ。もう一つは、口頭で説明されたが、環境教育は譲与税のところできっちり明記していくのがいいと思った。

(事務局)

- ・各財源、事業の方はまとめてさせていただき、教育講座は継続的に実施していきたいと考えている。

◎森田委員

- ・先ほど説明のあった財源はずっと続くのか。

(事務局)

- ・京都府の豊かな森を育てる府民税は令和2年度で終了予定だったが、令和3年度からも5カ年継続することとなったもの。譲与税は令和元年から市町村への交付が始まって、令和6年までかけて交付金額が段階的に上がっていく。森林環境譲与税は国民一人当たり年間千円課税が令和6年から開始。そこから継続的に同額程度が各市町村へ交付されると認識している。

◎森田委員

- ・嶽山プロジェクトは活動を始めて6年経つ。これからも継続的に5年とか10年とか期限を持たずにずっと活動を行うつもり。活動の範囲は変わっていくと思うが、これからも大切な資源を守っていききたい。府民税の説明を聞いていると、5年で制度が終了するとのことだが、活動は5年、10年と続けていきたいので、制度が切れた時点で財源を譲与税に乗り換えできるように考えてもらいたい。先の話だが、そのように応援してもらいたい。

(事務局)

- ・その時々、必要な事業について譲与税とかその時できている何か他の有効な財源を

活用して事業を推進していきたい。

◎森田委員

- ・その財源は精華町の予算に計上して町から助成となるのか。今までは団体が直接京都府へ申請し、助成を受けていた。その流れはどうなるのか。

(事務局)

- ・助成金の流れについては、まだ指針が完成したところで、具体なところは申し上げにくい。現在、具体的な負担いただいている内容から、どの程度の助成となるかについてこれから定めていく。財源は町が受けるので、町から支援するイメージを持っている。今後、具体的なタイミングや規模は検討していきたい。

◎森田委員

- ・今まで嶽山プロジェクトは2回京都府から助成を受けてきたが、いずれもNPO法人「みんなの元気塾」から京都府へ申請し、交付いただいた経過があるが、いったん町が受けて町から活動を応援する形がいいと思う。指針のなかで活動を位置付けられているので、そう思った。

(事務局)

- ・財源が国、府、町と分かれている。町内では森林経営体が不在で森林組合もない。そのような状況下で森林に関する施策をしっかりと打ち出してこなかった。これまでは里山再生の保全モデル事業に取り組み、地域のみなさんに森林の大切さを呼びかけてきた。今回国、京都府からの財源を受けて府や町がそれぞれ団体への呼びかけを行い、用途に適した申請行為が行われて、交付決定、助成を行う流れがあるので、それに適した案内を引き続きしていきたい。

◎山口委員

- ・府民税と譲与税の使途の項目について、「整備・保全」、「循環利用」、「啓発」と分けてあるが、指針との関係がわかりにくい。例えば指針の5ページには3つの基本方針があるし、4つのゾーン、それぞれプロジェクトが列挙されている。これらとの関係を整理していただくと、より伝わりやすいのではないかと。現状では基本方針、4つのゾーンのどこにお金を投入しようとしているのかが伝わりにくいと思う。
- ・2番目は森田委員がおっしゃたように精華町は里山が中心だが、税金の使途を見ると、人工林への使途が目立つ。もう少し良好な里山を育てる方向でお金が使われるのがいいのではないかと。思う。
- ・3番目は、森をきれいにするには、森から出てきた木質資源、木質バイオマスなどを使っていく「出口」を作っていかなければならない。それがお金になればなお良いが。そうしないとうまく回らないのではないかと。この意見をこれまで述べてきた。このことを項目のどこかに入れていただければ動き出すのではないかと。できればそれが町民にとっても魅力的なもの、「森を管理したらこんなことになる、いいなあ」と思えるもの。そういう「出口」が必要。環境教育も重要かもしれない。

が、例えば公共の場に薪ストーブを導入するといったアイデアも挙げられる。

- 1 方針、ゾーニングとの関係を整理していただきたい、2 里山、広葉樹を取り上げられたらどうか、3 「出口」を魅力的に作ればいいのか、以上 3 点を申し上げる。

(事務局)

- 指針の中のゾーニングしたものがどこに使えるのか、譲与税、府民税の用途については、国、府でそれぞれ定められている。その中で町としてできるところで言うと、府民税の用途は主に防災を中心に行っていくとなっているので、里山減災ゾーンで行われている活動をあてはめた。
- 資源の循環利用については主に木材利用を掲げられているので、指針から言うと、まだ整備されていない里山水辺ゾーンでの説明板の製作を挙げた。
- 譲与税の用途については、放置人工林の整備が第 1 に挙げられている。精華町の場合林業としての経営的支援を行うような金額でもないし、対象となる人工林もごく僅かなので、主に森林環境教育を含めて嶽山プロジェクトでは竹林の駆除とスギ人工林の整備、せいか里山の会ではヒノキ人工林があるので、その手入れと利用を含めてそれを環境譲与税でやっていこうと計画している。
- スギ人工林、ヒノキ人工林と言葉が挙げられているが、その中には生産、加工、利用促進を含めている。木材利用についてもここで提示していきたいし、竹林の駆除をモデル地区で行っても出てきた竹材をどうするのかという問題があるので、その辺も含めて考えていきたい。
- まだ指針ができたばかりで、府民税についてもこの分を町で実施する等の指示もなく、まだわからない段階だが、今考えられることを記している。
- また、指針に基づき市町村森林整備計画を再来年度策定することになる。その時には具体的に場所的なもの、数量などを詳しく載せていきたい。

◎山口委員

- 分類をしたほうがわかりやすいのでお願いしたい。せつかく 40%以上の町民の方が資源の再利用に賛成されているので出口についても見える形で魅力的にお伝えすることが必要かと思う。

(事務局)

- そのように整理して進めていきたい。また皆様の御意見をお伺いして行ってきたい。

◎田中委員

- 税の用途であるが、嶽山プロジェクトのスギ人工林のところは森林環境譲与税がいいと思う。スギにしろ、ヒノキにしろ、人工林に関する部分はすべて譲与税で行うのがスッキリしていると思う。先ほどの説明では「せいか里山の会」のヒノキ林、嶽山プロジェクトのスギ林も譲与税でやるというように聞こえたが、資料を見る

と府民税の「啓発」で嶽山プロジェクトが挙げられている。「啓発」のところは府民税と譲与税を入れ替えた方がいいと思う。府民税でハンノキ林、譲与税で嶽山プロジェクトの方が適していると感じる。

- ・譲与税の「資源の循環利用」でニホンジカ生息確認が挙げられているが、林野庁の取組事例を見ていると、市町村で動物関係に取り組んでいる事例はない。人工林整備、路網整備、人材育成に充てている。ニホンジカの生息確認を譲与税でどこまでできるか不安。「資源の循環利用」については、針葉樹の資源を使って看板を作るのが、メインとなっているが、里山利用と併せて考えると広葉樹をどう使うのかという取り組みもあっていいと思う。環境教育を含めてシイタケの栽培、チップとしての利用、竹林の整備も併せて竹をどう利用するかも含め、広くとらえていただければと思う。

(事務局)

- ・嶽山プロジェクトのスギ人工林についても「せいか里山の会」のヒノキ人工林と同じ森林の整備及び保全、人工林の整備ということで「啓発」からこちらのほうへ嶽山プロジェクトを移したいと思う。
- ・森林環境譲与税に挙げられているハンノキ林の説明は貴重なハンノキ林なので「府民理解の促進」ということで説明板の整理を考えていきたい。ニホンジカの生息確認に森林環境譲与税を使って行ったというのは今のところ他では見たことがないので、田中委員御指摘の通り、はたしてそれができるのかどうかはわからない。農林水産省でも別の資金でニホンジカの生息確認、個体数調整をやっているようなので、今後考えていきたい。また広葉樹の利用、実際に里山のモデル林で行っているシイタケの原木、竹林の利用なども含めてこちらで考えていく。ニホンジカの生息についてはどちらでやっていくのか考えていきたい。

◎大下委員

- ・最初に資料を見たとき、なぜここでニホンジカの生息確認が出てくるのか、どうして森林環境譲与税でやらなければいけないのかわからなかった。人工林の整備と何か紐づけができるなどの説明があるのかと思ったが、これについてはまた再考する必要があると思う。環境譲与税には会計検査があり、毎年使途の公表も町からしていただかないといけない。なぜ譲与税を使ったのか説明できるよう整理が必要なので、そういう観点で考える必要があると思っている。
- ・府民税について念のために説明させていただきたい。府民税は平成28年から始まり、令和2年度まで5年間ということでもともと始まった。また、令和元年度より国のほうから環境譲与税が市町村、府に交付されることになり、府民からしてみれば府民税を徴収され、国のほうからも環境税を徴収されるため、重複になっているとの声も耳にしている。今年1年かけて府のほうで府民税を令和3年度以降の5年間をどうしていくか何度も検討委員会で話を進めてきた。結論としては環境譲与

税と府民税とで使途の重複を避けるということでしっかりとすみ分けをしていくということになった。そうしなければなぜ国の税が始まったのに府民税もとるのかということに対して説明もできないので、納得のいくよう説明していく。

- 府の森林整備においては、防災に重点を置いてやっていくということで令和3年度からの5年間続けていくことになっている。新たに来年度以降、府民税については、毎年専門家の方から使い道について評価をしていただき、それもあわせて公表していく。また、市町村が府民税の交付申請をする際、振興局とヒアリングを実施し、環境譲与税と重複していないか審査するというのも新たに始まる。そういった中、環境税と府民税の使途を見ているとどちらの事業ともとれてしまうようなものがあり難しくなっているが、町の方でしっかりと方針を持ち、説明ができるようすみ分けをしていく必要がある。
- まず方針とゾーニングについてこの地区で府民税はどう使うか、環境税はどう使うか方針をすみ分けができるよう整理をした上でそれぞれ当てはめていくというふうにしていただく必要があるのかなと思う。資料の内容についてどれがOK、どれがNGかを今即答できないので、振興局の方に一度相談いただければと思う。

(事務局)

- 委員の皆様からそれぞれ意見をいただいている通り、このような取り組み、考え方が一番大事である。今回、本町では森林管理保全指針、いわゆる基本的な大きな枠組が定められた。それぞれの使途をしっかりと仕分けしていくのがこれから重要なところであると考えている。
- これまで京都府の府民税につきましては、保育所における府内産木材を使った本棚や丸テーブル、あるいは植樹といった公共施設に対して充ててきた。令和元年度から交付されている環境譲与税について基本的には人工林を対象としているということで今回の人工林の調査、指針の策定、林政アドバイザーを雇用する賃金などの人工林をターゲットとしたところにあててきたという背景がある。令和3年度から京都府の森を育てる府民税が継続されるということで、具体的な使途をしっかりと分けていくということが今後重要になってくるため、すみ分けがしっかりとできるよう整理していく。

◎小島委員

- いろいろな事業について誰に森林の整備などをやってもらうのかについて、すでに地元で活動しておられるグループたちを中心にしてやっていけるようなシステムを町で考えていただき、地元の方が参画できるような取り組みをやっていただきたいと思う。町がどのようにお考えなのか、現段階で考え方があればお聞きしたい。

(事務局)

- 現在活動いただいているということ、また継続的に取り組んでいただいているということが非常に大事だと思っている。単年度ではなく全体的な背景を見定める中

でどういった取り組みに対してどのように財源を充てていくのかというすみ分けや優先順位をしっかりと定めていくことが大事。限られた財源の中で令和3年度からどういった取り組みに対してどれくらい財源をあてていくのか、まだ具体的なことは申し上げられないが、そういった点に主眼をおいて事業に取り組んでいきたい。

◎山口委員

- ・参考までに聞いていただきたいが、ニホンジカの生息確認はかなりお金がかかると思う。福知山市が予算を組んでやっているが、6,000万円かかっている。兵庫県立人と自然の博物館と連携事業でやっていたので、よかったら一度ヒアリングされたらどうかと思う。
- ・二点目は、けいはんな記念公園で里山が14haあり、かつてナラ枯れでひどいことになったが、その後職員による相当な努力で里山管理を進めている。出てきた材木はイベント、環境教育などで使っている。精華町の担当もぜひお越しいただいて体験プログラムに参加してもらえたらと思う。大人から子供まで楽しめるものとなっている。何かの参考になるかと思う。

(事務局)

- ・ニホンジカ生息確認については、冒頭申し上げている予算規模では到底追いつかない。本町にくる税の規模は、府民税270万、国から来る譲与税300万~400万程度であり、現在シカは1,2頭程度の生息確認ということもあり、頭出しとしてコメント書きをさせていただいている。本格的に取り組むのは現段階ではない。
- ・二点目の体験プログラムについてはうれしいご提案であり、引き続きのご支援をお願いしたい。

◎長島座長

- ・大体皆様に言っているから重複になるが、今回の指針の作成にあたって、モデル地区がカギになると考えている。里山の整備、人工林の整備、災害に強い森づくり、竹林整備も含めモデル地区においてどのような活動を行い、それによって産出された材をどう利用していくのか、一貫した仕組みでそれぞれの活動を位置付けていくのかということでゾーニングしていたと思う。
- ・それぞれの財源、例えば府民税であれば災害や減災がキーワードになっているので、それも含めて嶽山プロジェクトをここに入れたのかなというふうに考えている。嶽山プロジェクトについても災害に強い森づくりという部分とスギ人工林という部分があるので、同じプロジェクトの中で里山整備とスギ人工林の整備の2つに分けて人工林は環境譲与税、減災・防災は里山整備でというような整理をされたり、環境譲与税の用途としてこれまで林野庁で発表されている使用例についても里山整備というのは入っているから、「せいか里山の会」のモデル地区としての位置づけとして環境譲与税で里山整備をするというのも一つかなと思う。嶽山プロジェ

クトのほうの里山整備は減災・防災のほうに入るという形でそれぞれ指針に対応したモデル地区、モデル地区のやろうとしていることがどちらの財源の使途に合っているのかというような整理をしていくとうまく振り分けができると思う。その資源利用についてもどう利用していくのかをそれぞれの財源の中でやっていくという形にしていくといいと思う。

◎森田委員

- ・もともと嶽山プロジェクトというのは減災を念頭に置いた活動ではない。東畑地区の貴重な資源を継承していこうという活動で始めているので、防災・減災というイメージの中にはない。
- ・先ほど申し上げたように嶽山の活動はこれからもずっと長く続けていきたいと思う。そうした点からいうと期限のある財源よりも譲与税のほうがあっていると思う。そのあたりも考えていきたい。

(事務局)

- ・森田委員の質問の中の全体的な枠組みで申し上げますと、今回指針の策定に先立って決めた森林のゾーニング、この段階で嶽山プロジェクトの活動が本町の土砂災害の特別警戒区域にあったという背景からこの森林ゾーニングにおける里山減災ゾーン入っている。
- ・森田委員のおっしゃるように、この場所をしっかりと後世まで残していきたいという今までの皆さんの思いがあって活動が継続しているということは理解しているので、そのあたりについても検討に含めていきたい。
- ・長島座長からご意見があった内容で、使途につきましては、それぞれのモデル地区がポイントというところが大きな意見であると考えている。森林ゾーニングにあてはめて里山の利活用をどうしていくのかを視点に今後検討を行っていきたい。

5. 閉会

(事務局)

以上をもって本日の議題を終了とする。

また、今回が(仮称)精華町森林管理保全指針検討委員会の最後の開催となるのでこれまでの指針検討委員会を総括する意味でもそれぞれの委員から一言ずつ頂戴したい。

◎森田委員

- ・今回、参加させていただいて感じた部分として、精華町も昔の30~40年前と比べて自然がどんどん減ってきている。これからも昔から豊かな自然だった粕田地区で開発される予定があると聞いており、精華町の自然ががまた減っていくので心配している。
- ・幸い自衛隊の弾薬庫は大きな面積で自然が残っているが、この指針のなかであまり触れていない。自然という点では精華町では本当に重要な役割をしている。もちろん

ん森林もあるし、動物もおり、たくさん自然が残っている。減っていく自然の中で貴重な精華町の里山をこの指針で守っていく、活用していくそうした姿勢が必要となってくるかと思う。精華町行政の対応として今まであまり受け皿がなかった。これからはこの指針をもとにした行政としての役割をもう少しはっきりして自然を活用し、守ってほしいと思う。

◎清水委員

- ・ふるさと案内で毎月精華町内を案内する活動が始まって50年、私の場合は20年になる。その間景色が変わっていくところも出てきている。現状、幹線道路から一つ山裾に入って歩けば自然がまだまだ残っている。ただそういうところについて町民の方でもご存知ない方も多い。町の自然について気づいてもらうということが大事。
- ・精華町にはまだまだいいところがある、実際に歩いてもらうことで自然のきれいな場所を見つけてもらったり、ここは今度工事でなくなるといった気づきをお手伝いするなかで、どうしても必要な開発もあるが、残せるものは残していったほしいということを考える上でのお手伝いをできればと思う。
- ・1月は精華町の北部（菱田、下狛）にあるため池が4つあり、煤谷川沿いに歩いて古池で冬鳥、水鳥を見に行つた。精華町にもまだこういった景色がありますよ、こういった景色を残していきましょうといった活動をこれからもできればと思う。そういった部分で役に立てればと思う。

◎山口委員

- ・けいはんな記念公園は京都府の公園だが、精華町の中心部にありその中で17haの里山が残されている。これも放っておくと荒れた森になってしまうのでなんとか新しい関係を作り、現代的な意味での里山として継続できるよう挑戦してきた。その取り組みから15年ほど経過するなかで、様々なことをやって成功も失敗もしてきた。そういった経験についてはぜひ現場をご覧いただきながら説明したいと思っている。せっかく近くにあるのでまた遊びに来ていただけたらと思う。
- ・今回、私共でいろいろ経験してきたことをお話しさせていただいたが、それが今後の指針を通じていろんな形で精華町のために役立てていただければと思う。

◎小島委員

- ・精華町は森林が少ないといった話もあるが、小さな森林であっても貴重な植物などもたくさんあると思うので、これからの森林を守っていく上で未来を考えると子供たちが地元の森林に興味を持ち、いろいろな活動に参加してくれるかが1つのポイントであると思う。町あるいはすでに活動されているグループができるだけ子供たちと一緒に活動を進め、未来にわたっての森林への興味を持つように取り計らっていただけたらと思う。

◎大下委員

- ・委員の皆様の意見を伺ったり、一緒に山を歩いたりして、こちらも勉強させていただき、大変感謝している。他にも山が少ない自治体はたくさんあるが、こういった市町村独自の指針についての取り組みをしている自治体は他にない。府立大学の先生方も初期から関わっていただき、緻密な調査といろいろな助言の中で素晴らしい指針が出来上がって本当に良かったと思う。次の段階として、この方針に向かって実行していくというのが次のステージで、難しい問題があったり大変だとは思いますが、また振興局はできる限り一緒に頑張っていきたいと思うのでよろしくお願ひしたい。

◎舟尾オブザーバー

- ・横で議論を聞かせていただいととても勉強になった。地域の里山というのを見てきて、生活に密着した場所で維持されてきた環境が使われなくなって荒れてきたところをいかに直すのかというのがすごく難しいものであるというのを実感している。いかにそういう環境を取り戻すか、というのはすごく難しいと思うが、それに向けてモデル地区等で取り組まれていくと思うので、是非とも続く形で将来に向けて実質的な形で動き出すことを期待している。

◎神代オブザーバー

- ・この検討委員会では、多様な人がこうして同じ場で話をするということの重要性というのを最も感じた。今回指針を作成するにあたって、いろんな立場からいろんな意見が出てきており、その中で最終的に指針としてまとめ上げたというこのプロセスがとても大切だと思う。今後この指針をもとに活動していくときにも同じことを繰り返していくのだと思う。いろんな人がいろんな意見を出して、良くしていく、精華町の里山を守っていくという目標に向かって様々な意見が出てくるといふ環境がすごく大事だと思うので、この輪を広げる形で指針をスタートに活動が広がりを見せていけばうれしいと思う。引き続き私も関わらせていただきたい。

◎田中委員

- ・今日の議論は府民税と譲与税、2つの予算の使途について意見がいろいろ出ていたが、こういう予算は国にしても京都府にしても5年ぐらいつつで見直しが入ると思う。今は林業地帯でない、精華町のような林業をやっていない地区にも予算が配分されているが、それがいつまで続くのか先が読めない。
- ・これからの5年くらいで非常に重要なのは非林業地帯でも多くの課題があつて、こういうふうには予算を執行したということを経信していかないといけない。全国モデルになるような活動をこれから指針に基づいてぜひ実行していただきたいと思う。

(事務局)

- ・それでは、最後に長島座長から一言頂戴したい。

(長島座長)

- ・1年間にわたり有意義な議論をいただき、指針の完成までたどり着けたことについて本当に心よりお礼申し上げます。皆様の活発な議論によってここまで支えられて終えられたことをうれしく思う。
- ・皆様から言っていた通り、今回このような形で皆様に集まっていたいてつながりができたので、今後この指針が出来上がった次に実行のプロセスに入っていくなかでも、今回できたつながりを切ることなく連携して、いかに継続しながら計画を実行していくかが大きな課題になっていくと思う。これから実行していくにあたって引き続き皆様と連携しながらモデル地区、モデル活動というものを達成できるように、またそれを精華町から発信できるようにしていけたらと思う。
- ・今回の検討会はこれで終了になるが、引き続き精華町ともどもお世話になりたいので今後ともよろしく願います。

(事務局)

- ・ご関係の皆様におかれては、長い期間ご協力にお礼申し上げます。完成した本指針については改めて議会へ報告した後策定し、以後は森林関係の事業を推進させていただく。今回いただいた修正点等に関しては改めた上で印刷し、皆様のお手元に届けさせていただきたいと思う。
- ・これからも皆様にお力添えをお願いする機会は多々あるかと思うので、その際はまたよろしく願いたい。それでは以上をもって第4回指針検討委員会を閉会とさせていただきます。